

公益財団法人東京タクシーセンター 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京タクシーセンター（以下「センター」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 センターは、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人あたりの月額及び年度総額の範囲内で評議員会において決定する。
3. 常勤役員の賞与は、別表第1に定める1人あたりの年度総額の範囲内で別表第2に定める方法により支給する。
4. 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第3に基づき支給する。
5. 評議員に対する報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内で、別表第4に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

2. 常勤役員の賞与は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
3. 報酬等は、その全額を通貨又は銀行振込により支給する。
4. 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 センターは、役員及び評議員にその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その支給方法等は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

3. 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を出張費として支給することができる。

（退任慰労金）

- 第 6 条 役員及び評議員が退任したときは、その者（死亡により退任した者については、その法定相続人）に退任慰労金を支給するものとする。
2. 常勤役員に対する支給額は、別表第 5-1 により計算して得られた額とし、業績勘案率は、別表第 5-2 に掲げる範囲内で、その者の在任時の業績に応じて、評議員会において決定する。
 3. 非常勤役員及び評議員に対する支給額は、別表第 6 により計算して得られた額とする。

（公表）

- 第 7 条 センターは、この規程をもって、認定法第 5 条第 13 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

- 第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

（補足）

- 第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

役 職	報酬月額 (1人あたり)	年度総額 (1人あたり)
専務理事 (常勤)	750,000 円	13,000,000 円
常務理事 (常勤)	650,000 円	11,000,000 円

別表第2 常勤役員の賞与

報酬月額 × 1.2 × 支給月数

支給月数については、国家公務員一般職の特別給（ボーナス）の支給月数に準じる。

別表第3 非常勤役員の報酬

役 職	報酬日額
理事 (非常勤) 議長職	30,000 円
理事 (非常勤) 議長職以外	20,000 円
監事 (非常勤)	20,000 円

別表第4 評議員の報酬

役 職	報酬日額
評議員 議長職	30,000 円
評議員 議長職以外	20,000 円

別表第5-1 常勤役員の退任慰労金

報酬月額 × 0.125 × 在任月数 × 業績勘案率
平成18年度以前の在任期間については、第6条第2項の規定にかかわらず従前の規定によるものとし、次の計算式により得られた額を退任慰労金として支給する。 俸給月額 × 0.28 × 在任月数
参与より常勤役員に就任した者については、参与の在任月数を加えるものとする。

別表第 5-2 業績勘案率

業績勘案率	内 容
1.5～2.0	在職期間を通じて、年度ごとの実績評価が、大半の年度で著しく高い結果となった場合。
1.0～1.5	在職期間を通じて、年度ごとの実績評価が、総合的に勘案して目標以上となった場合。
1.0	在職期間を通じて、年度ごとの実績評価が、総合的に勘案して概ね目標どおりとなった場合。
0.5～1.0	在職期間を通じて、年度ごとの実績評価が、総合的に勘案して目標以下となった場合。
0.0～0.5	在職期間を通じて、年度ごとの実績評価が、大半の年度で著しく低い結果となった場合。

別表第 6 非常勤役員及び評議員の退任慰労金

役 職	計算式
会 長	20 万円 × 在任年数
理 事	10 万円 × 在任年数
監 事	10 万円 × 在任年数
評議員	10 万円 × 在任年数